

うな申告にはならないはずであり、警察官が具体的な不審事由のないまま外国ルーツの見た目だけを根拠として職務質問をしていることを裏付けている。さらに外国人というだけで態度を変えるという被害申告の多さからも、警察組織に根深く浸透する差別意識が示されている。このように東京弁護士会調査の結果は、本件運用の存在を裏付けている。

(2) 警察におけるレイシャル・プロファイリングの教示・推奨

実際、警察官の研修に用いられている資料など、警察官を対象とした各種文書においては、「外国人風」「外国人」をターゲットとした職務質問、すなわち人種等による特徴的な見た目に基づく職務質問を教示、推奨する文書が複数存在している。

ア 愛知県警察本部地域部地域総務課編『執務資料 若手警察官のための現場対応必携』(愛知県警察本部、2009年4月)(甲4)

この文書では、「不良来日外国人の発見」という項目において、以下のような記載がある。

「心構え ☆旅券を見せないだけで逮捕できる！ ◎外国人は入管法、薬物事犯、銃刀法等 何でもあり！！ ◎応援求め、追及、所持品検査を徹底しよう！！！」

「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、旅券不携帯、不法在留・不法残留、薬物所持・使用、けん銃・刀剣・ナイフ携帯等 必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底的した追及、所持品検査を行う。」(原文ママ)

「旅券を提示しても必ず本署へ同行する。理由は偽造旅券の疑い、不法残留等の疑い、特に中近東系(イラン人等)は薬物密売、それに絡む抗争事件の関係者の疑いがあるので、刑事課に報告するとともに、入国管理局への照会を行い、以後所要の捜査を行う」

このように当該文書は、「外国人」というだけで、犯罪行為「何であり」と決めつけ、「何らかの不法行為があるとの固い信念を持つ」ことを、「若手警察官」に教示している。職務質問のあとは「必ず本署へ同行」し、「刑事課に報告」し、「入国管理局へ」照会することを強調している。このような文書の「現場必携」を組織的に義務付けていれば、警察内部で本件運用が定着し、レイシャル・プロファイリングに基づく職務質問が横行することは当然である。

イ『クローズアップ実務Ⅰ 職務質問』(警察実務研究会、2009年)(甲5)

この文書は、各都道府県警で職務に従事する地域警察官の教育目的で発刊された書籍である。この文書には、「不良外国人検挙のポイント」として、「外国人の発見方法は」という見出しで、「『これは』と思う対象に『挨拶』等気軽に声かけを行い、その際の返事のイントネーションから判別する」と記載されている(同45頁)。外国人ではないかと思ったら、積極的に声がけし、「イントネーション」などから外国人であると判別したら職務質問の対象とすることを全国の警察官に教示するものに他ならない。

さらに事例形式のセクションでは「A巡査部長とB巡査は、『おっ、外国人か。職質してみよう』と、パトカーから降りようとしたところ、男が駆け足で逃走・・・」と、外国人でさえあればその他の不審事由がなくとも「職質してみ」ることを教示する内容となっている。そして「検証」の欄では、「不良韓国・中国人は、顔や髪型、服装等からは日本人との見分けがつかないが、話すとイントネーションが異なるので、積極的に一声掛けて反応をみるとよい」と、職務質問の対象とすべき外国人かどうかを見分ける<判別方法>まで教示している(同86頁)。

ウ「KOSUZO HYOGO」(2022年1月号)(甲6)

この文書は、兵庫県警の昇任試験に対応したテキストであり、その発行年も2021年と最近のものである。他の都道府県警でも類似のテキストが発刊され利用されているとされる。このテキストには、